

工事完成払代金の債権譲渡に関する事務取扱要領

平成28年1月19日 管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市水道局（以下「水道局」という。）が発注する建設工事の工事請負契約において、請負人が完成工事未収入金の早期解消、資金調達等を目的として、水道局に対して有する工事請負契約の支払請求権を、売掛債権の買取業務を行う金融機関等に債権譲渡しようとするものについて、札幌市水道局建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく承諾をする場合等の事務取扱に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(債権譲渡の承諾の対象)

第2条 債権譲渡の承諾の対象は、次のとおりとする。

- (1) 水道局と請負人との間で締結された札幌市水道局工事等一般競争入札施行要綱（平成17年4月6日管理者決裁）第2条第1号に定める工事に係る工事請負契約に基づく、請負人が有する完成払代金の支払請求権であること。
- (2) 約款第32条第4項の規定に基づき、水道局が請負人から工事目的物の引渡しを受けた工事に係る債権であること。

(譲渡債権の金額)

第3条 譲渡債権の金額は、工事請負代金額から前払金（中間前払金を含む。）及び部分払金の支払額を控除した金額（請負人の履行遅滞の場合における違約金その他請負人に対する債権を有し相殺が必要な場合は、これを相殺した後の金額）の範囲内の額（以下「債権金額」という。）とする。

(債権譲渡先の制限)

第4条 承諾を行う債権譲渡先は、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関とする。ただし、管理者が認める場合は、他の事業体を債権譲渡先と認めることができるものとする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第5条 水道局は、請負人が債権譲渡の承諾の申請をする場合は、次の書類を提出させるものとする。これらの提出書類の申請者は代表取締役とするが、代表取締役から支店長等に対して完成払代金の債権譲渡等に係る権限が委任されていることが確認できる場合は、当該支店長等の申請でも差し支えないものとする。また、請負人が共同企業体である場合は、代表者以外の構成員を含む全構成員連名の申請とする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（以下「承諾依頼書」という。）（様式1）
- (2) 請負人又は金融機関等が承諾依頼書に支店長印等を押印している場合は、代表取締役から当該支店長等に対して完成払代金の債権譲渡について委任をうけていることが確認できる委任状（以下「委任状」という。）

- 2 委任状は、承諾依頼書と同一の印鑑により押印するものとする。また、請負人にあつては、契約の相手方と同一の者が申請する場合は、工事請負契約書と同一の印鑑により押印するものとする。
- 3 第1項の書類の提出にあつては、総務課契約係に持参させるものとし、郵送による提出は認めないものとする。また、原則その一カ月前までに、請負人に総務課契約係への連絡を行わせるものとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第6条 水道局は、次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、債権譲渡を承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡が請負人の円滑な資金調達等を目的としたものであり、金融機関等における債権回収を意図したものでないこと。
- (2) 承諾申請に係る債権が第三者による差押等を受けていないこと。
- (3) 承諾申請に係る債権に質権等の権利が設定されていないこと。
- (4) 承諾申請に係る債権が既に他に譲渡されていないこと。

(債権譲渡の承諾手続等)

第7条 水道局は、請負人から第5条に基づく適正な申請書類を受理した日から7日以内(期間の末日が札幌市の休日を定める条例(平成2年条例第23号)に規定する休日に当たるときは、その翌日とする。)に債権譲渡承諾書(様式2。以下「譲渡承諾書」という。)により承諾するものとする。この場合、譲渡承諾書2通を請負人に交付するものとする。

- 2 水道局は、前項の承諾を行った場合は、債権譲渡整理簿(様式3)により承諾状況等を管理するものとする。なお、債権譲渡整理簿は、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領(平成20年12月22日管理者決裁)第10条第3項に規定する債権譲渡整理簿と兼ねることができるものとし、この場合、承諾案件毎に債権譲渡の種類を適宜付記するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 水道局は、承諾に当たり次に掲げる不適当な理由等があると認められる場合は、承諾を行わないものとする。

- (1) 承諾申請に係る債権が本要領に規定する要件に該当しない場合
 - (2) 承諾申請に係る債権が第三者による差押等を受けるおそれがある場合
 - (3) 請負人の経営状況が著しく悪化している場合
 - (4) 承諾申請に係る工事請負契約以外の水道局と請負人との間で締結された契約において、請負人に対し契約解除や工事目的物の契約不適合等といった損害賠償請求権が水道局に発生することが見込まれる場合
 - (5) その他、承諾に当たり不適当と認められる場合
- 2 前項の承諾を行わない場合は、速やかに、承諾を行わない旨及びその理由について債権譲渡不承諾通知書(様式4)2通を請負人に交付するものとする。

(債権譲渡に係る完成払代金の支払等)

第9条 水道局は、金融機関等からの債権金額の請求に当たっては、次の書類を金融機関等に提出させるものとする。当該書類の提出にあたっては、総務課契約係に持参させるものとし、郵送による提出は認めないものとする。

- (1) 請求書(様式5)
- (2) 水道局の押印がなされた譲渡承諾書の写し

2 水道局は、金融機関等から前項に基づく適法な請求書等を受理した日から40日以内に、所定の手続を経て当該工事請負契約に係る債権金額を支払うものとする。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、債権譲渡の承諾等に関し必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要領は、平成28年2月1日以後に引渡しを行う工事に係る債権から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年9月28日から施行する。
- 2 改正後のこの要領の規定は、令和2年4月1日以後に契約を締結した工事に係る債権から適用し、令和2年3月31日以前に契約を締結した工事に係る債権については、なお従前の例による。